

(整理番号 290205)

第5回兵庫県最低賃金専門部会

議事要旨

開催日時	平成 29 年 8 月 4 日 9 時 25 分～12 時 10 分		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 兵庫県最低賃金の改正審議について 2 その他		
議事要旨			
1 兵庫県最低賃金の改正審議について 労側・使側ともそれぞれの主張はあるも、三者合意の重みを考慮し、引上額 25 円（844 円）で合意に達し、公益委員もこれに合意したので、全会一致で結審した。専門部会長から審議会会長あて報告がなされ、6 条 5 項の適用により、部会長から局長あての答申がなされた。 報告文、答申文には以下の 3 項目が要望事項として盛り込まれた。 1 現行の厚生年金保険・健康保険制度はパートタイム労働者等が就業調整を行う要因の一つとなっていることから、企業における労働力確保の観点からも、制度の見直しを行い、働きたい人が働きやすい環境整備を実現すること。 2 最低賃金の影響を大きく受ける中小企業・小規模事業者の生産性向上等に対する支援策について、手続きの簡素化等利用しやすくするための改善策を講じること。 3 中央最低賃金審議会の目安について、例年、全会一致に至っていないことは、地方においての審議に大きく影響を及ぼすところであるので、今後、全会一致に至るための積極的な取り組みを行うこと。			
《労働側の主張》 兵庫県の最低賃金が全国の加重平均に達していないことから、その差を是正していきたいという強い思いはあるが、今後、その取組みを図っていきたい。			
《使用者側の主張》 最低賃金が他府県と異なることに不合理であることは同意するが、加重平均ベースの考え方には異論がある。県北、淡路、播磨の地域、また中小零細企業における経営の厳しい実態から、目安の金額を超える引上げは無理がある。			
2 その他 本日、兵庫県最低賃金専門部会は結審を行い、役目を終えたため廃止された。			